

大和市告示第53号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、利用定員拡大促進事業費の項」を「利用定員拡大促進事業費の項」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策に関する特例措置）

3 第2条から第4条までの規定にかかわらず、民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等を運営する者による事業に係る国保育対策要綱第3項第26号②エに掲げる新型コロナウイルス感染症対策として行う環境改善事業（安全対策事業）であつて、令和2年1月16日から同年3月31日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費（国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費とし、国保育対策要綱別表に規定する基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をこの要綱による補助金として交付する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から施行する。